

11/8 朝日

# 原発停止中は「運転期間外」

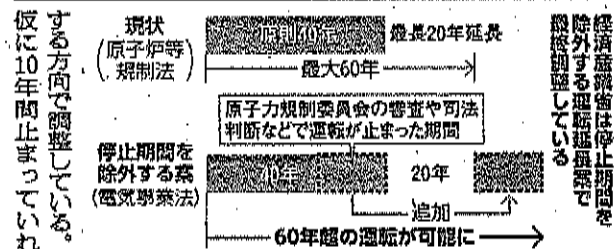
## 経産省、「60年超」案最終調整

経済産業省は最長60年と定めている原発の運転期間について、再稼働に必要な審査などで停止している期間を除外することで延ばす方向で最終調整に入った。

運転期間の上限を無くする案も含めて2案を検討してきたが、2011年の東京電力福島第一原発事故を受け

導入された経緯から、世論の反発を避けるには上限の撤廃は難しいと判断した。原発の運転期間は、事故後に原子炉等規制法（炉規法）が改正され、原則40年、最長20年延長できると定められた。安全規制の柱と位置づけられてきたが、

岸田文雄首相は8月、この運転期間を延ばすことを検討するよう指示した。経産省は、「40年」「60年」という骨格部分は維持したうえで、再稼働に必要な原子力規制委員会の審査や、運転を差し止める司法判断などで停止している期間を運転期間に含めないこと



ば、最長で運転開始から70年まで稼働できる仕組みだ。運転期間は、規制委が所管する炉規法から削除し、経産省所管の電気事業法で新たに定める。そのうえで電力の安定供給につながるか▽脱炭素に貢献するか▽電力会社の安全への取り組みは十分か—といった「利用政策上」の観点から延長の可否を審査する。

安全性の確認は規制委が担う。停止期間は除外せず、運転開始から30年を起点に、10年を越えない期間ごとに建物や原子炉の劣化具合を審査することを経験法とで減少ペースを緩めたい考えだ。与党内には「運転期間を無制限とすべきだ」との声

もあるが、上限がなくならないと国民の不安が高まることを考慮した。 (宮沢寛)

もめるが、上限がなくならないと国民の不安が高まることを考慮した。 (宮沢寛)